

### 3 環境保全上の指定・規制の状況

#### 3.1 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

##### 1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は表 3.3.1-1 に、有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3.3.1-2 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.3.1-3 に示すとおりである。

表 3.3.1-1 大気汚染に係る環境基準

| 物質        | 環境上の条件                                                                                        | 測定方法                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                                        | 溶液導電率法または紫外線蛍光法                                                          |
| 一酸化炭素     | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。                                  | 非分散型赤外分析計を用いる方法                                                          |
| 浮遊粒子状物質   | 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天平法若しくはベータ線吸収法 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                                                                       | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法                        |
| 二酸化窒素     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。                                         | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法                                           |
| 微小粒子状物質   | 1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。       | 濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法             |

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が  $10\mu\text{m}$  以下のものをいう。  
3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。  
4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が  $2.5\mu\text{m}$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第 25 号 昭和 48 年 5 月 8 日（最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）  
二酸化窒素に係る環境基準について 環境庁告示第 38 号 昭和 53 年 7 月 11 日（最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）  
微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について 環境省告示第 33 号 平成 21 年 9 月 9 日

表 3.3.1-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

| 物質         | 環境上の条件                                       | 測定方法                                                                   |
|------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ベンゼン       | 1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。  |                                                                        |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。   |                                                                        |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。  |                                                                        |

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第 4 号 平成 9 年 2 月 4 日（最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）  
ジクロロメタンは、環境庁告示第 30 号 平成 13 年 4 月 20 日  
トリクロロエチレンは、環境省告示第 100 号 平成 30 年 11 月 19 日

表 3.3.1-3 ダイオキシン類に係る環境基準(大気)

| 物質      | 基準値                              | 測定方法                                                                      |
|---------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ダイオキシン類 | $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第 68 号 平成 11 年 12 月 27 日（最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）

## 2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は、表 3.3.1-4 に、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、河川に係る環境基準は表 3.3.1-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域は十郎川流域、七寺川流域に位置するが、環境基準に係る類型指定について、ともにC類型に指定されており、水生生物区分による類型は指定されていない。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、

表 3.3.1-6 に示すとおりである。

表 3.3.1-4 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

| 項 目             | 基準値          |
|-----------------|--------------|
| カドミウム           | 0.003mg/L以下  |
| 全シアン            | 検出されないこと     |
| 鉛               | 0.01mg/L以下   |
| 六価クロム           | 0.02mg/L以下   |
| 砒素              | 0.01mg/L以下   |
| 総水銀             | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと     |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB）  | 検出されないこと     |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L以下   |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L以下  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L以下    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L以下  |
| トリクロロエチレン       | 0.01mg/L以下   |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L以下  |
| チウラム            | 0.006mg/L以下  |
| シマジン            | 0.003mg/L以下  |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L以下   |
| ベンゼン            | 0.01mg/L以下   |
| セレン             | 0.01mg/L以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L以下     |
| ふっ素             | 0.8mg/L以下    |
| ほう素             | 1mg/L以下      |
| 1,4-ジオキサン       | 0.05mg/L以下   |

注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示第59号 昭和46年12月28日（最終改正：令和3年10月7日）

表 3.3.1-5 (1/2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

| 項目<br>類型 | 利用目的の<br>適用性                        | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS)       | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                 |
|----------|-------------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|----------------------|
| A A      | 水道1級<br>自然環境保全<br>及びA以下の<br>欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下      | 1mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下            | 7.5mg/L<br>以上 | 20CFU/<br>100ml以下    |
| A        | 水道2級<br>水産1級<br>水浴及びB以下の<br>欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下      | 2mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下            | 7.5mg/L<br>以上 | 300CFU/<br>100ml以下   |
| B        | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の<br>欄に掲げるもの   | 6.5以上<br>8.5以下      | 3mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下            | 5mg/L<br>以上   | 1,000CFU/<br>100ml以下 |
| C        | 水産3級<br>工業用水1級<br>及びD以下の<br>欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下      | 5mg/L<br>以下             | 50mg/L<br>以下            | 5mg/L<br>以上   | —                    |
| D        | 工業用水2級<br>農業用水<br>及びE以下の<br>欄に掲げるもの | 6.0以上<br>8.5以下      | 8mg/L<br>以下             | 100mg/L<br>以下           | 2mg/L<br>以上   | —                    |
| E        | 工業用水3級<br>環境保全                      | 6.0以上<br>8.5以下      | 10mg/L<br>以下            | ごみ等の浮<br>遊が認めら<br>れないこと | 2mg/L<br>以上   | —                    |

注：1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。

2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3) 「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示第59号 昭和46年12月28日（最終改正：令和3年10月7日）

表 3.3.1-5 (2/2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性                                                      | 基準値        |              |                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------|------------|--------------|----------------------|
|          |                                                                    | 全亜鉛        | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A     | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                             | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下  | 0.03mg/L以下           |
| 生物特 A    | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下           |
| 生物 B     | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                                | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下  | 0.05mg/L以下           |
| 生物特 B    | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下  | 0.04mg/L以下           |

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示第59号 昭和46年12月28日（最終改正：令和3年10月7日）

表 3.3.1-6 ダイオキシン類に係る環境基準（水質・水底の底質）

| 媒体               | 基準値           | 備考                                         |
|------------------|---------------|--------------------------------------------|
| 水質<br>（水底の底質を除く） | 1pg-TEQ/L以下   | 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 |
| 水底の底質            | 150pg-TEQ/g以下 |                                            |

注：基準値（水底の底質を除く）は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日（最終改正：令和4年11月25日）

### 3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.3.1-7 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.3.1-8 に示すとおりである。

表 3.3.1-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項 目            | 基準値          |
|----------------|--------------|
| カドミウム          | 0.003mg/L以下  |
| 全シアン           | 検出されないこと     |
| 鉛              | 0.01mg/L以下   |
| 六価クロム          | 0.02mg/L以下   |
| 砒素             | 0.01mg/L以下   |
| 総水銀            | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀         | 検出されないこと     |
| P C B          | 検出されないこと     |
| ジクロロメタン        | 0.02mg/L以下   |
| 四塩化炭素          | 0.002mg/L以下  |
| クロロエチレン        | 0.002mg/L以下  |
| 1,2-ジクロロエタン    | 0.004mg/L以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 0.1mg/L以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 0.04mg/L以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下  |
| トリクロロエチレン      | 0.01mg/L以下   |
| テトラクロロエチレン     | 0.01mg/L以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002mg/L以下  |
| チウラム           | 0.006mg/L以下  |
| シマジン           | 0.003mg/L以下  |
| チオベンカルブ        | 0.02mg/L以下   |
| ベンゼン           | 0.01mg/L以下   |
| セレン            | 0.01mg/L以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 10mg/L以下     |
| ふっ素            | 0.8mg/L以下    |
| ほう素            | 1mg/L以下      |
| 1,4-ジオキサン      | 0.05mg/L以下   |

- 注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について 環境庁告示第10号 平成9年3月13日  
 (最終改正：令和3年10月7日)

表 3.3.1-8 ダイオキシン類に係る環境基準（地下水）

| 項 目     | 基準値         | 備考                                         |
|---------|-------------|--------------------------------------------|
| ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L以下 | 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 |

注：基準値は年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第68号 平成11年12月27日（最終改正：令和4年11月25日）

#### 4) 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.3.1-9 に示すとおりである。

また、土壌中のダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.3.1-10 に示すとおりである。

表 3.3.1-9 土壌汚染に係る環境基準

| 項 目            | 環境上の条件                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| カドミウム          | 検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。      |
| 全シアン           | 検液中に検出されないこと。                                             |
| 有機燐            | 検液中に検出されないこと。                                             |
| 鉛              | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |
| 六価クロム          | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。                                     |
| 砒素             | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀            | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。                                   |
| アルキル水銀         | 検液中に検出されないこと。                                             |
| P C B          | 検液中に検出されないこと。                                             |
| 銅              | 農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。                       |
| ジクロロメタン        | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。                                     |
| 四塩化炭素          | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                                    |
| クロロエチレン        | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                                    |
| 1,2-ジクロロエタン    | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。                                    |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 検液1Lにつき0.1mg以下であること。                                      |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。                                     |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。                                        |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。                                    |
| トリクロロエチレン      | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |
| テトラクロロエチレン     | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。                                    |
| チウラム           | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。                                    |
| シマジン           | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。                                    |
| チオベンカルブ        | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。                                     |
| ベンゼン           | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |
| セレン            | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。                                     |
| ふっ素            | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。                                      |
| ほう素            | 検液1Lにつき1mg以下であること。                                        |
| 1,4-ジオキサン      | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。                                     |

- 注：1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3) 「検液中に検出されないこと」とは、環境省が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度と測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：土壌汚染に係る環境基準について 環境庁告示第46号 平成3年8月23日（最終改正：令和2年4月2日）

表 3.3.1-10 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

| 項 目     | 環境上の条件          | 備考                                                 |
|---------|-----------------|----------------------------------------------------|
| ダイオキシン類 | 1,000pg-TEQ/g以下 | ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 |

注：1) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について  
環境庁告示第68号 平成11年12月27日(最終改正：令和4年11月25日)

## 5) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3.3.1-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であることから、B類型であり、その北から東、南方向はA類型である。

表 3.3.1-11 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

| 地域の類型  | 基 準 値         |               |
|--------|---------------|---------------|
|        | 昼 間<br>6時～22時 | 夜 間<br>22時～6時 |
| A A    | 50デシベル以下      | 40デシベル以下      |
| A 及び B | 55デシベル以下      | 45デシベル以下      |
| C      | 60デシベル以下      | 50デシベル以下      |

環境基準の類型を当てはめる地域

A A：福岡市については、該当する地域は無い。

A：騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域

B：指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域

C：指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分されて地域

除外：工業専用地域、臨港地区、福岡空港

出典：騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日(最終改正：平成24年3月30日)  
福岡市告示第113号 平成24年4月1日

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

| 地 域 の 区 分                                        | 基 準 値         |               |
|--------------------------------------------------|---------------|---------------|
|                                                  | 昼 間<br>6時～22時 | 夜 間<br>22時～6時 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                       | 60デシベル以下      | 55デシベル以下      |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下      | 60デシベル以下      |

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日(最終改正：平成24年3月30日)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する地域

| 基 準 値      |            |
|------------|------------|
| 昼 間 6時～22時 | 夜 間 22時～6時 |
| 70デシベル以下   | 65デシベル以下   |

注：1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

出典：騒音に係る環境基準について 環境庁告示第64号 平成10年9月30日(最終改正：平成24年3月30日)

### 3.2 大気汚染に係る規制

計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

#### 1) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。

K値は地域ごとに定められる値であり、福岡市では 8.76 となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 (m<sup>3</sup>N/時)

K : 地域ごとに定められた定数 (8.76) (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号)

H<sub>e</sub> : 補正された排出口の高さ (m)

#### 2) ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-1 に示すとおりである。

表 3.3.2-1 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

| 施設の種類  | 規模<br>(t/時) | 排出基準 (g/m <sup>3</sup> N) |                  |
|--------|-------------|---------------------------|------------------|
|        |             | H10.6.30<br>以前に設置         | H10.7.1<br>以降に設置 |
| 廃棄物焼却炉 | 4以上         | 0.08                      | 0.04             |
|        | 2以上4未満      | 0.15                      | 0.08             |
|        | 2未満         | 0.25                      | 0.15             |

太枠は計画施設に適用される基準

注：ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0_n) / (21 - 0_s) \} \times C_s$$

C : ばいじん量 (g/m<sup>3</sup>N)

C<sub>s</sub> : 測定時のばいじん量 (g/m<sup>3</sup>N)

0<sub>n</sub> : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0<sub>s</sub> : 測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号 昭和46年6月22日  
(最終改正：令和5年6月23日)

### 3) 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-2 に示すとおりである。

表 3.3.2-2 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

| 施設の種類           | 規模<br>排出ガス量<br>(万 m <sup>3</sup> N/時) | 排出基準 (ppm)        |                         |                   |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
|                 |                                       | S52.6.17<br>以前に設置 | S52.6.18～<br>S54.8.9に設置 | S54.8.10<br>以降に設置 |
| 廃棄物焼却炉<br>(連続炉) | 4以上                                   | 300               | 250                     |                   |
|                 | 4未満                                   | 300               |                         | 250               |

太枠は計画施設に適用される基準

注：窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-0n) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)

Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号 昭和46年6月22日(最終改正：令和5年6月23日)

### 4) 塩化水素

「大気汚染防止法」では施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-3 に示すとおりである。

表 3.3.2-3 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

| 施設の種類  | 排出基準 (mg/m <sup>3</sup> N) |
|--------|----------------------------|
| 廃棄物焼却炉 | 700                        |

太枠は計画施設に適用される基準

注：廃棄物焼却炉に係る塩化水素の補正は次の算式により換算するものとする

$$C = \{ (21-12) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup>N)

Cs：排ガス中の塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup>N)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号  
昭和46年6月22日(最終改正：令和5年6月23日)

### 5) 水銀

「大気汚染防止法の一部を改正する法律」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-4 に示すとおりである。

表 3.3.2-4 廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準

| 施設規模                                        | 排出基準 (μg/m <sup>3</sup> N) |                  |
|---------------------------------------------|----------------------------|------------------|
|                                             | 新設                         | 既設 <sup>注1</sup> |
| 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上又は<br>焼却能力200kg/時 以上 | 30                         | 50               |

太枠は計画施設に適用される基準

注：1) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

2) 廃棄物焼却炉に係る水銀の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21-12) / (21-0s) \} \times Cs$$

C：水銀の量 (μg/m<sup>3</sup>N)

Cs：排ガス中の水銀の量 (μg/m<sup>3</sup>N)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：大気汚染防止法施行規則 厚生省・通商産業省令第1号  
昭和46年6月22日(最終改正：令和5年6月23日)

## 6) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3.3.2-5 に示すとおりである。

表 3.3.2-5 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

| 施設規模<br>(焼却能力 <sup>注：1)</sup> ) | 排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>注：2)</sup> |                   |
|---------------------------------|------------------------------------------------|-------------------|
|                                 | H12.1.14<br>以前に設置                              | H12.1.15<br>以後に設置 |
| 4 t /時以上                        | 1                                              | 0.1               |
| 2 t /時以上4 t /時未満                | 5                                              | 1                 |
| 2 t /時未満                        | 10                                             | 5                 |

太枠は計画施設に適用される基準

注：1) 火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が50 kg /時以上について適用される。

2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

Cs：測定時のダイオキシン類の量 (ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：測定時の酸素濃度 (%)

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 総理府令第67号  
平成11年12月27日(最終改正：令和3年3月25日)

### 3.3 水質汚濁に係る規制

#### 1) 公共用水域に係る排水基準等

計画施設は一般廃棄物焼却施設であり、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日）に基づく「特定施設」に該当する。

特定施設から公共用水域に処理水等を放流する場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。排水基準には、全ての特定施設からの排水を対象とした排水基準（有害物質）（表3.3.3-1参照）と1日当たりの排水の平均量が50m<sup>3</sup>を超える場合に対象となる排水基準（その他の項目）があり、排水基準（その他の項目）には、福岡県条例に基づく、上乘せ排水基準（表3.3.3-2参照）がある。

また、計画施設はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日）に基づく特定施設（廃棄物焼却炉等）に該当するため、本法に基づく、排水基準（表3.3.3-3参照）が適用される。

なお、計画施設では、生活排水及びプラント排水共に公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する。

表 3.3.3-1 排水基準（有害物質）

| 有害物質の種類                                  |                                           | 許容限度           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------|
| カドミウム及びその化合物                             |                                           | カドミウム 0.03mg/L |
| シアン化合物                                   |                                           | シアン 1mg/L      |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。） |                                           | 1mg/L          |
| 鉛及びその化合物                                 |                                           | 鉛 0.1mg/L      |
| 六価クロム化合物                                 |                                           | 六価クロム 0.5mg/L  |
| 砒素及びその化合物                                |                                           | 砒素 0.1 mg/L    |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                      |                                           | 水銀 0.005mg/L   |
| アルキル水銀化合物                                |                                           | 検出されないこと。      |
| ポリ塩化ビフェニル                                |                                           | 0.003mg/L      |
| トリクロロエチレン                                |                                           | 0.1mg/L        |
| テトラクロロエチレン                               |                                           | 0.1mg/L        |
| ジクロロメタン                                  |                                           | 0.2mg/L        |
| 四塩化炭素                                    |                                           | 0.02mg/L       |
| 1,2-ジクロロエタン                              |                                           | 0.04mg/L       |
| 1,1-ジクロロエチレン                             |                                           | 1mg/L          |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                          |                                           | 0.4mg/L        |
| 1,1,1-トリクロロエタン                           |                                           | 3mg/L          |
| 1,1,2-トリクロロエタン                           |                                           | 0.06mg/L       |
| 1,3-ジクロロプロペン                             |                                           | 0.02mg/L       |
| チウラム                                     |                                           | 0.06mg/L       |
| シマジン                                     |                                           | 0.03mg/L       |
| チオベンカルブ                                  |                                           | 0.2mg/L        |
| ベンゼン                                     |                                           | 0.1mg/L        |
| セレン及びその化合物                               |                                           | セレン 0.1mg/L    |
| ほう素及びその化合物                               | 海域以外の公共用水域に排出されるもの：                       | ほう素 10mg/L     |
|                                          | 海域に排出されるもの：                               | ほう素 230mg/L    |
| ふっ素及びその化合物                               | 海域以外の公共用水域に排出されるもの：                       | ふっ素 8mg/L      |
|                                          | 海域に排出されるもの：                               | ふっ素 15mg/L     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物        | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、<br>亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量： | 100mg/L        |
|                                          | 1,4-ジオキサン                                 | 0.5mg/L        |

注：「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：排水基準を定める省令（総理府令第35号昭和46年6月21日）（最終改正：令和5年9月29日）

表 3.3.3-2 排水基準（その他の項目）

| 項目                         |                     | 許容限度                       | 上乗せ排水基準                  |
|----------------------------|---------------------|----------------------------|--------------------------|
| 水素イオン濃度<br>（水素指数）（pH）      | 海域以外の公共用水域に排出されるもの： | 5.8以上8.6以下                 | —                        |
|                            | 海域に排出されるもの：         | 5.0以上9.0以下                 | —                        |
| 生物化学的酸素要求量（BOD）            |                     | 160mg/L<br>（日間平均 120mg/L）  | 30mg/L<br>（日間平均 20mg/L）  |
| 化学的酸素要求量（COD）              |                     | 160mg/L<br>（日間平均 120mg/L）  | 30mg/L<br>（日間平均 20mg/L）  |
| 浮遊物質量（SS）                  |                     | 200mg/L<br>（日間平均 150mg/L）  | 100mg/L<br>（日間平均 70mg/L） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）    |                     | 5mg/L                      | —                        |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） |                     | 30mg/L                     | —                        |
| フェノール類含有量                  |                     | 5mg/L                      | —                        |
| 銅含有量                       |                     | 3mg/L                      | —                        |
| 亜鉛含有量                      |                     | 2mg/L                      | —                        |
| 溶解性鉄含有量                    |                     | 10mg/L                     | —                        |
| 溶解性マンガン含有量                 |                     | 10mg/L                     | —                        |
| クロム含有量                     |                     | 2mg/L                      | —                        |
| 大腸菌群数                      |                     | 日間平均 3000個/cm <sup>3</sup> | —                        |
| 窒素含有量                      |                     | 120mg/L<br>（日間平均 60mg/L）   | —                        |
| 燐含有量                       |                     | 16mg/L<br>（日間平均 8mg/L）     | —                        |

- 注：1）「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2）この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3）水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4）水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5）生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6）窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7）燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令（総理府令第35号昭和46年6月21日）（最終改正：令和5年9月29日）  
 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例  
 （福岡県条例第8号）昭和48年3月31日

表 3.3.3-3 排水基準（ダイオキシン類）

| 項目名     | 排水基準         |
|---------|--------------|
| ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L以下 |

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 総理府令第67号 平成11年12月27日  
 （最終改正：令和3年3月25日）

## 2) 下水道への放流に係る排除基準

計画施設からの処理水等を下水道へ放流する場合には、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日）及び福岡市下水道条例等に基づき、表 3.3.3-4 に示す下水排除基準が適用される。

表 3.3.3-4 下水排除基準

| 法令       | 項目                         | 下水排除基準値           |
|----------|----------------------------|-------------------|
| 福岡市下水道条例 | 温度                         | 45 ℃ 以下           |
|          | 水素イオン濃度                    | 水素指数5以上9以下        |
|          | 生物化学的酸素要求量                 | 600 mg/L以下        |
|          | 浮遊物質                       | 600 mg/L以下        |
|          | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）    | 5 mg/L以下          |
|          | ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） | 60 mg/L以下         |
|          | よう素消費量                     | 220 mg/L以下        |
|          | カドミウム及びその化合物               | カドミウム 0.03 mg/L以下 |
|          | シアン化合物                     | シアン 1 mg/L以下      |
|          | 有機燐化合物                     | 1 mg/L以下          |
|          | 鉛及びその化合物                   | 鉛 0.1 mg/L以下      |
|          | 六価クロム化合物                   | 六価クロム 0.5 mg/L以下  |
|          | 砒素及びその化合物                  | 砒素 0.1 mg/L以下     |
|          | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物        | 水銀 0.005mg/L以下    |
|          | アルキル水銀化合物                  | 検出されないこと          |
|          | ポリ塩化ビフェニル                  | 0.003mg/L以下       |
|          | トリクロロエチレン                  | 0.1 mg/L以下        |
|          | テトラクロロエチレン                 | 0.1 mg/L以下        |
|          | ジクロロメタン                    | 0.2 mg/L以下        |
|          | 四塩化炭素                      | 0.02 mg/L以下       |
|          | 1,2-ジクロロエタン                | 0.04 mg/L以下       |
|          | 1,1-ジクロロエチレン               | 1 mg/L以下          |
|          | シス-1,2-ジクロロエチレン            | 0.4 mg/L以下        |
|          | 1,1,1-トリクロロエタン             | 3 mg/L以下          |
|          | 1,1,2-トリクロロエタン             | 0.06 mg/L以下       |
|          | 1,3-ジクロロプロペン               | 0.02 mg/L以下       |
|          | チウラム                       | 0.06 mg/L以下       |
|          | シマジン                       | 0.03 mg/L以下       |
|          | チオベンカルブ                    | 0.2 mg/L以下        |
|          | ベンゼン                       | 0.1 mg/L以下        |
|          | セレン及びその化合物                 | セレン 0.1 mg/L以下    |
|          | ほう素及びその化合物                 | ほう素 230 mg/L以下    |
|          | ふっ素及びその化合物                 | ふっ素 15 mg/L以下     |
|          | 1,4-ジオキサン                  | 0.5 mg/L以下        |
|          | フェノール類                     | 5 mg/L以下          |
|          | 銅及びその化合物                   | 銅 3 mg/L以下        |
|          | 亜鉛及びその化合物                  | 亜鉛 2 mg/L以下       |
|          | 鉄及びその化合物（溶解性）              | 鉄 10 mg/L以下       |
|          | マンガン及びその化合物（溶解性）           | マンガン 10 mg/L以下    |
|          | クロム及びその化合物                 | クロム 2 mg/L以下      |
|          | ダイオキシン類                    | 10pg-TEQ/L以下      |

注：計画施設からの日平均排水量は未確定であるため、下水排除基準としては、日平均排水量50m<sup>3</sup>/日以上  
基準を適用した。

出典：下水道法施行令 昭和34年4月22日 政令第147号（最終改正：平成29年9月1日）  
福岡市下水道条例 昭和37年8月27日 条例第44号（最終改正：平成31年3月14日）

### 3.4 騒音に係る規制

#### 1) 特定工場等に係る規制基準

特定工場等に係る騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.4-1 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.4-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域は第2種区域である。

表 3.3.4-1 特定工場等に係る騒音の規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 | 朝（6時～8時） | 昼間（8時～19時） | 夕（19時～23時） | 夜間（23時～6時） |
|----------------|----------|------------|------------|------------|
| 第1種区域          | 45デシベル   | 50デシベル     | 45デシベル     | 45デシベル     |
| 第2種区域          | 50デシベル   | 60デシベル     | 50デシベル     | 50デシベル     |
| 第3種区域          | 65デシベル   | 65デシベル     | 65デシベル     | 55デシベル     |
| 第4種区域          | 70デシベル   | 70デシベル     | 70デシベル     | 65デシベル     |

地域の指定

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域：主として、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外

第3種区域：主として、近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域

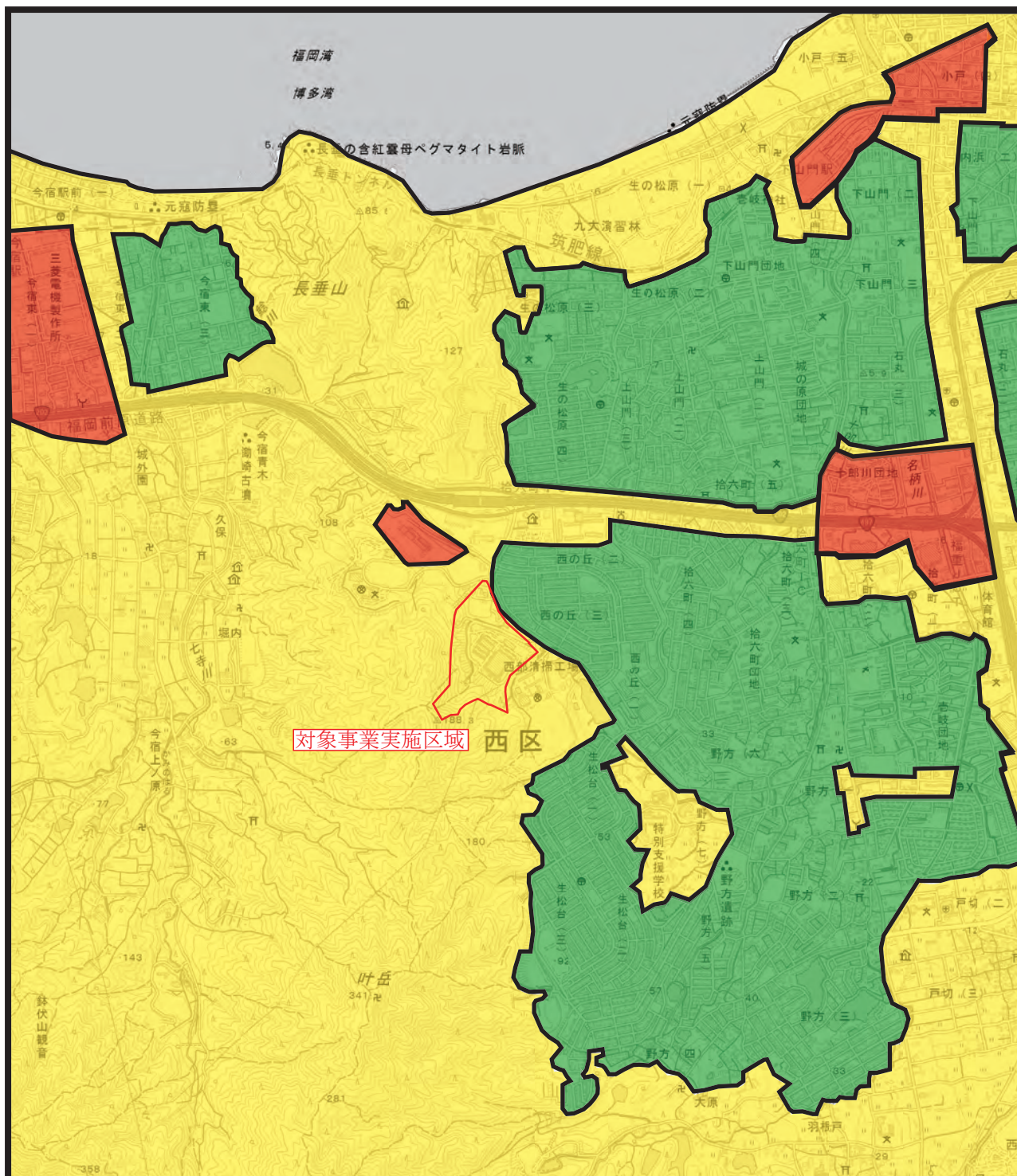
第4種区域：主として、工業地域、工業専用地域

除外する地域：福岡空港

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号 昭和43年11月27日（最終改正：平成27年4月20日）

福岡市告示第74号 平成9年3月31日（最終改正：福岡市告示第118号 令和3年3月29日）



凡例

: 対象事業実施区域

: 第1種区域

: 第2種区域

: 第3種区域



S = 1 : 25,000

0 250 500 1000m

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

出典：福岡市ホームページ  
(騒音規制法指定地域図)

図3.3.4-1 騒音規制法に係る規制地域の  
指定状況

## 2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.4-2 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.4-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域は第1号区域である。

表 3.3.4-2 特定建設作業騒音の規制基準

| 規制種別    | 第1号区域                   | 第2号区域           |
|---------|-------------------------|-----------------|
| 騒音の大きさ  | 85 d B（作業場所の敷地境界において）以下 |                 |
| 作業時間帯   | 19:00～7:00でないこと         | 22:00～6:00でないこと |
| 1日の作業時間 | 10時間を超えないこと             | 14時間を超えないこと     |
| 作業期間    | 連続6日を超えないこと             |                 |
| 作業日     | 日曜その他の休日ではないこと          |                 |

第1号区域：騒音規制法に基づく騒音の指定地域のうち第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：第1号区域を除いた区域

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

厚生省・建設省告示第1号 昭和43年11月27日（最終改正：平成27年4月20日）

福岡市告示第74号 昭和61年4月1日（最終改正：福岡市告示第119号 令和3年3月29日）

### 3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」等に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.3.4-3 に示すとおりである。

適用する区域について、対象事業実施区域周辺はb区域となっているが、その東側に隣接する住宅地はa区域である。

表 3.3.4-3 自動車騒音の要請限度

| 区 域 の 区 分 |                                                  | 時間の区分          |                |
|-----------|--------------------------------------------------|----------------|----------------|
|           |                                                  | 昼間<br>(6時～22時) | 夜間<br>(22時～6時) |
| 1         | a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域                       | 65デシベル         | 55デシベル         |
| 2         | a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域                       | 70デシベル         | 65デシベル         |
| 3         | b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル         | 70デシベル         |

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域区分の指定

a区域：騒音規制法に基づく騒音の指定地域及び規制基準(平成9年福岡市告示第74号)により第1種区域として定められた区域

b区域：福岡市指定告示により第2種区域として定められた区域

c区域：福岡市指定告示により第3種区域及び第4種区域として定められた区域

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

総理府令第15号 平成12年3月2日(最終改正：令和2年3月30日)

福岡市告示第86号 平成12年3月30日(最終改正：福岡市告示第120号 令和3年3月29日)

### 3.5 振動に係る規制

#### 1) 特定工場等に係る規制基準

特定工場等に係る振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.5-1 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.5-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域は第1種区域である。

表 3.3.5-1 特定工場等に係る振動の規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間（8時～19時） | 夜間（19時～8時） |
|----------------|------------|------------|
| 第1種区域          | 60デシベル     | 55デシベル     |
| 第2種区域          | 65デシベル     | 60デシベル     |

第1種区域：主として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外  
第2種区域：主として近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域  
除外する地域：福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準  
環境庁告示第90号 昭和51年11月10日（最終改正：平成27年4月20日）  
福岡市告示第77号 平成9年3月31日（最終改正：福岡市告示第93号 令和2年3月23日）

#### 2) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.5-2 に示すとおりである。対象事業実施区域は第1号区域である。

表 3.3.5-2 特定建設作業振動の規制基準

| 規制種別    | 第1号区域                   |
|---------|-------------------------|
| 振動の大きさ  | 75 d B（作業場所の敷地境界において）以下 |
| 作業時間帯   | 19:00～7:00でないこと         |
| 1日の作業時間 | 10時間を超えないこと             |
| 作業期間    | 連続6日を超えないこと             |
| 作業日     | 日曜その他の休日ではないこと          |

第1号区域：振動規制法に基づく振動の指定区域の全域

出典：振動規制法施行規則 総理府令第58号 昭和51年11月10日（最終改正：令和3年3月25日）  
福岡市告示第78号 平成9年3月31日（最終改正：福岡市告示第23号 平成22年1月25日）

#### 3) 道路交通振動の要請限度

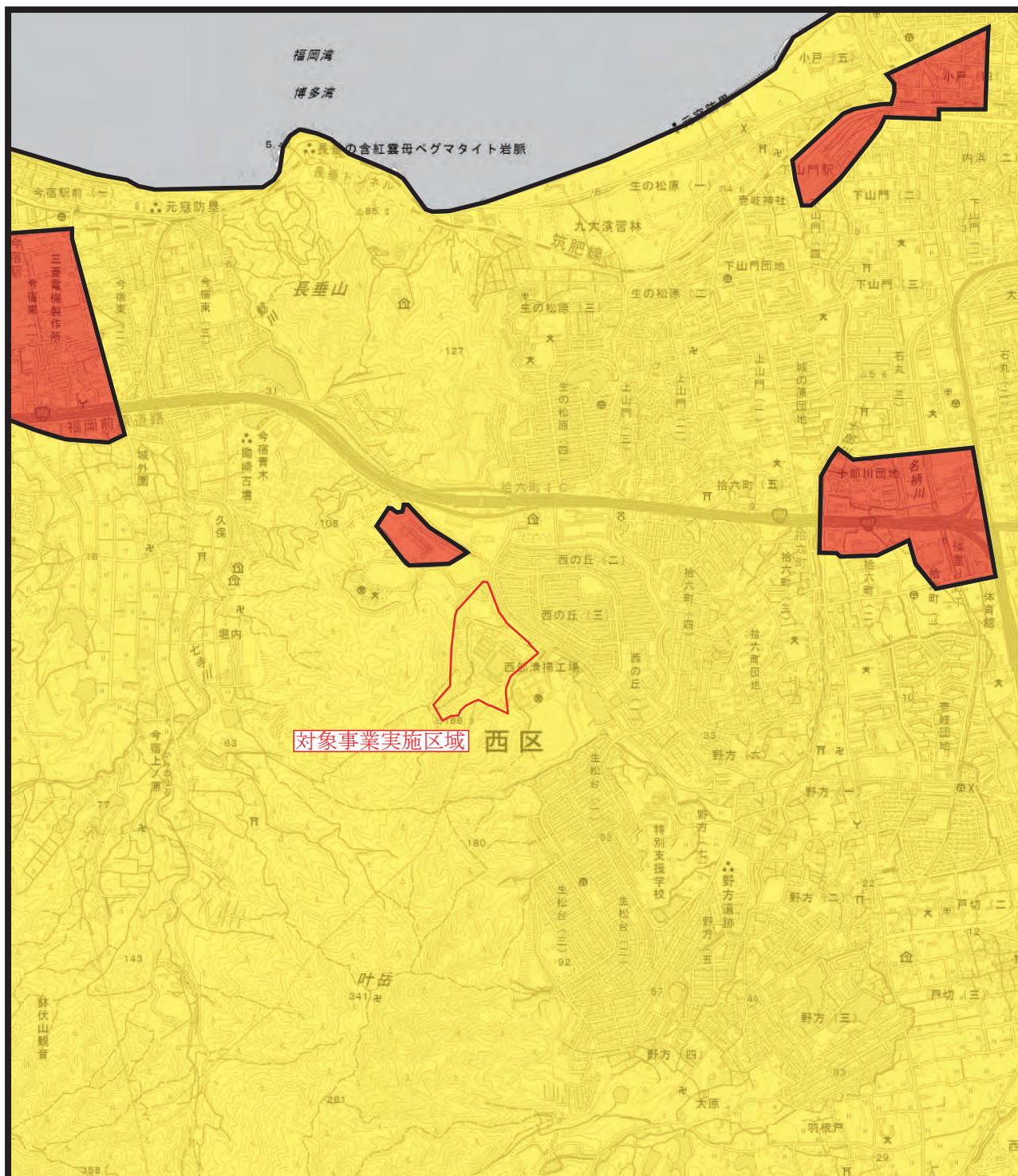
「振動規制法」等に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.3.5-3 に示すとおりである。適用する区域の区分は図 3.3.5-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺は第1種区域である。

表 3.3.5-3 道路交通振動の要請限度

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間（8時～19時） | 夜間（19時～8時） |
|----------------|------------|------------|
| 第1種区域          | 65デシベル     | 60デシベル     |
| 第2種区域          | 70デシベル     | 65デシベル     |

注：区域の区分については、振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準の区分と同じである

出典：振動規制法施行規則 総理府令第58号 昭和51年11月10日（最終改正：令和3年3月25日）  
区域の区分：福岡市告示第79号 昭和61年4月1日（最終改正：福岡市告示第94号 令和2年3月23日）  
時間の区分：福岡市告示第79号 昭和61年4月1日（最終改正：福岡市告示第261号 令和元年12月21日）



凡例



：対象事業実施区域

：第1種区域

：第2種区域



S = 1 : 25,000



「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

出典：福岡市ホームページ  
（振動規制法指定地域図）

図3.3.5-1 振動規制法に係る規制地域の  
指定状況

### 3.6 悪臭に係る規制

悪臭に係る規制基準として、悪臭防止法等において、「敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」、「排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準」及び「排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」が定められている。

なお、福岡市では市内全域が規制地域に指定されている。

さらに、福岡市では、特定悪臭物質の濃度を規制するだけでは不十分な場合もあることから、これを補完する目的で「福岡市悪臭対策指導要綱」（平成7年6月1日）が策定されている。

#### 1) 敷地境界における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準等

敷地境界における特定悪臭物質の濃度については、「悪臭防止法」等で規制されており、規制基準は表 3.3.6-1 に示すとおりである。

また、福岡市悪臭対策指導要綱において表 3.3.6-2 に示す臭気指数による指導基準が定められている。

表 3.3.6-1 悪臭の規制基準

単位:ppm

| 物質名           | 規制基準     |
|---------------|----------|
| アンモニア         | 1 以下     |
| メチルメルカプタン     | 0.002以下  |
| 硫化水素          | 0.02以下   |
| 硫化メチル         | 0.01以下   |
| 二硫化メチル        | 0.009以下  |
| トリメチルアミン      | 0.005以下  |
| アセトアルデヒド      | 0.05以下   |
| プロピオンアルデヒド    | 0.05以下   |
| ノルマルブチルアルデヒド  | 0.009以下  |
| イソブチルアルデヒド    | 0.02以下   |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009以下  |
| イソバレールアルデヒド   | 0.003以下  |
| イソブタノール       | 0.9以下    |
| 酢酸エチル         | 3 以下     |
| メチルイソブチルケトン   | 1 以下     |
| トルエン          | 10 以下    |
| スチレン          | 0.4以下    |
| キシレン          | 1 以下     |
| プロピオン酸        | 0.03以下   |
| ノルマル酪酸        | 0.001以下  |
| ノルマル吉草酸       | 0.0009以下 |
| イソ吉草酸         | 0.001以下  |

出典：悪臭防止法施行規則 総理府令第39号 昭和47年5月30日

（最終改正：令和3年3月25日）

福岡市告示第82号 昭和48年5月31日（最終改正：平成8年1月4日）

表 3.3.6-2 指導基準（敷地境界）

| 区分   | 指導基準（臭気指数） |
|------|------------|
| 敷地境界 | 10         |

出典：福岡市悪臭対策指導要綱 平成 7 年 6 月 1 日

## 2) 排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q：悪臭物質の流量（0℃、1 気圧の m³/時）

H<sub>e</sub>：補正された気体排出口の高さ（m）

C<sub>m</sub>：敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H<sub>e</sub>）が 5m 未満となる場合については、この式は適用しない。

イ 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{QV}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} Q (T - 228) \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1460 - 296 \frac{V}{T - 288}}{\sqrt{QV}} + 1$$

H<sub>e</sub>：補正された気体排出口の高さ（m）

H<sub>o</sub>：気体排出口の実高さ（m）

H<sub>m</sub>：吐出速度による排煙の上昇分

H<sub>t</sub>：浮力（排煙と大気の温度差）による排煙の上昇分。陣笠煙突、T 字型、H 字型煙突は H<sub>e</sub>=H<sub>o</sub> とする。

Q：温度 15 度における排出ガスの流量（m³/秒）

V：排出ガスの排出速度（m/秒）

T：排出ガスの温度（絶対温度）

出典：悪臭防止法施行規則 総理府令第 39 号 昭和 47 年 5 月 30 日

（最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）

福岡市告示第 82 号 昭和 48 年 5 月 31 日（最終改正：平成 8 年 1 月 4 日）

また、福岡市悪臭対策指導要綱において、表 3.3.6-3 に示す臭気指数による指導基準が定められている。

表 3.3.6-3 指導基準（排出口）

| 区分  |                                                    | 指導基準（臭気指数） |
|-----|----------------------------------------------------|------------|
| 排出口 | 排出口の高さ 5m以上15m未満<br>かつ排ガス量が300Nm <sup>3</sup> /分以上 | 25         |
|     | 排出口の高さ 5m以上30m未満                                   | 28         |
|     | 排出口の高さ 30m以上50m未満                                  | 30         |
|     | 排出口の高さ 50m以上                                       | 33         |

出典：福岡市悪臭対策指導要綱 平成7年6月1日

### 3) 事業場の敷地外に排出される排出水中における規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする（kの値は表 3.3.6-4 参照）。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1Lにつき0.002mg未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、1Lにつき0.002mgとする。

$$CLm = k \times Cm$$

この式において、CLm、k及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm：排出水中の濃度（単位：1Lにつきmg）

k：表 3.3.6-4 に示す値（単位：1Lにつきmg）

Cm：「1 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質および規制基準」に規定する特定悪臭物質の許容限度（単位：ppm）

表 3.3.6-4 排水中の濃度を求める式におけるkの値

| 特定悪臭物質    | 排水の量                                | k    |
|-----------|-------------------------------------|------|
| メチルメルカプタン | 0.001 立方メートル毎秒以下の場合                 | 16   |
|           | 0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合 | 3.4  |
|           | 0.1 立方メートル毎秒を超える場合                  | 0.71 |
| 硫化水素      | 0.001 立方メートル毎秒以下の場合                 | 5.6  |
|           | 0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合 | 1.2  |
|           | 0.1 立方メートル毎秒を超える場合                  | 0.26 |
| 硫化メチル     | 0.001 立方メートル毎秒以下の場合                 | 32   |
|           | 0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合 | 6.9  |
|           | 0.1 立方メートル毎秒を超える場合                  | 1.4  |
| 二硫化メチル    | 0.001 立方メートル毎秒以下の場合                 | 63   |
|           | 0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合 | 14   |
|           | 0.1 立方メートル毎秒を超える場合                  | 2.9  |

出典：悪臭防止法施行規則 総理府令第39号 昭和47年5月30日

（最終改正：令和3年3月25日）

福岡市告示第82号 昭和48年5月31日（最終改正：平成8年1月4日）

### 3.7 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日）では、地下水の摂取などによるリスクの観点から 26 物質（特定有害物質）について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら 26 物質のうち 9 物質について土壌含有量基準が設定されており、土壌汚染状況調査の結果、当該基準に適合していない場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。土壌汚染に係る区域指定の基準は表 3.3.7-1 に示すとおりである。

なお、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更が行われる場合、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、必要に応じて調査を実施する必要がある。

表 3.3.7-1 土壌汚染に係る区域指定の基準

| 分類                 | 項目                                           | 含有量基準<br>(指定基準)<br>(mg/kg) | 溶出量基準<br>(指定基準)<br>(mg/L) | 第二溶出量基準<br>(mg/L) |
|--------------------|----------------------------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------|
| 特定有害物質（土壌汚染対策法）    | (第1種特定有害物質)<br>揮発性有機化合物                      | クロロエチレン                    | —                         | 0.002以下           |
|                    |                                              | 四塩化炭素                      | —                         | 0.002以下           |
|                    |                                              | 1,2-ジクロロエタン                | —                         | 0.004以下           |
|                    |                                              | 1,1-ジクロロエチレン               | —                         | 0.1以下             |
|                    |                                              | 1,2-ジクロロエチレン               | —                         | 0.04以下            |
|                    |                                              | 1,3-ジクロロプロベン               | —                         | 0.002以下           |
|                    |                                              | ジクロロメタン                    | —                         | 0.02以下            |
|                    |                                              | テトラクロロエチレン                 | —                         | 0.01以下            |
|                    |                                              | 1,1,1-トリクロロエタン             | —                         | 1以下               |
|                    |                                              | 1,1,2-トリクロロエタン             | —                         | 0.006以下           |
|                    |                                              | トリクロロエチレン                  | —                         | 0.01以下            |
|                    |                                              | ベンゼン                       | —                         | 0.01以下            |
|                    | (第2種特定有害物質)<br>重金属等                          | カドミウム及びその化合物               | カドミウム<br>45以下             | カドミウム<br>0.003以下  |
|                    |                                              | 六価クロム化合物                   | 六価クロム<br>250以下            | 六価クロム<br>0.05以下   |
|                    |                                              | シアン化合物                     | 遊離シアン50以下                 | シアンが検出されないこと      |
|                    |                                              | 水銀及びその化合物                  | 水銀15以下                    | 水銀0.0005以下        |
|                    |                                              | うちアルキル水銀                   |                           | 検出されないこと          |
|                    |                                              | セレン及びその化合物                 | セレン150以下                  | セレン0.01以下         |
|                    |                                              | 鉛及びその化合物                   | 鉛150以下                    | 鉛0.01以下           |
|                    |                                              | 砒素及びその化合物                  | 砒素150以下                   | 砒素0.01以下          |
|                    |                                              | ふっ素及びその化合物                 | ふっ素4000以下                 | ふっ素0.8以下          |
|                    |                                              | ほう素及びその化合物                 | ほう素4000以下                 | ほう素1以下            |
| (第3種特定有害物質)<br>農薬等 | シマジン                                         | —                          | 0.003以下                   | 0.03以下            |
|                    | チウラム                                         | —                          | 0.006以下                   | 0.06以下            |
|                    | チオベンカルブ                                      | —                          | 0.02以下                    | 0.2以下             |
|                    | ポリ塩化ビフェニル                                    | —                          | 検出されないこと                  | 0.003以下           |
|                    | 有機りん化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | —                          | 検出されないこと                  | 1以下               |

注：mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液1Lにつきミリグラム）

出典：土壌汚染対策法施行規則 環境省令第29号 平成14年12月26日（最終改正：令和4年12月16日）

### 3.8 地下水の採取に係る規制

対象事業実施区域及びその周辺において、「工業用水法」及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

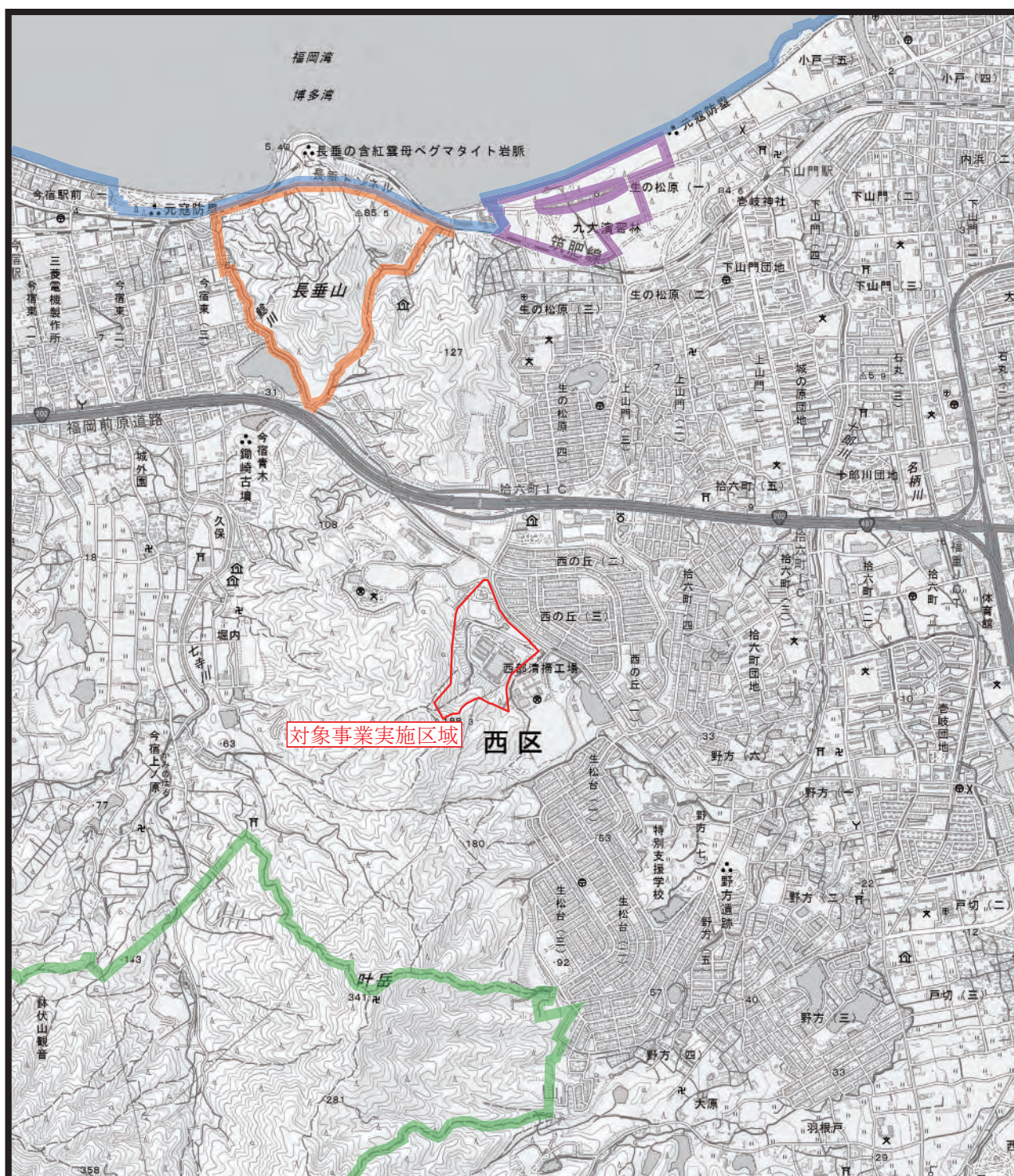
### 3.9 自然環境法令等による指定状況

#### 1) 自然公園法に基づく地域の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」に基づく国立公園指定はないが、対象事業実施区域の北（概ね 2.0～2.5km）の博多湾及びその沿岸、南から南西（概ね 1.5～3.0km）の叶岳、高祖山周辺は玄海国定公園に指定されている（図 3.3.9-1 参照）。

#### 2) 自然環境保全法に基づく地域の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」に基づく、自然環境保全地域は指定されていない。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 第1種特別地域

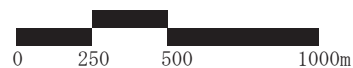
 : 第2種特別地域

 : 第3種特別地域

 : 普通地域



S = 1:25,000



「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.3.9-1 玄海国定公園区域

出典：福岡県ホームページ 玄海国定公園

### 3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺の「鳥獣の保護及び管理並びに及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づく、鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.3.9-1 及び図 3.3.9-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、鳥獣保護区として福岡市鳥獣保護区が指定されている。また、特定猟具（銃器）使用禁止区域として、室見川流域、田尻・太郎丸及び金武が指定されている。

表 3.3.9-1 (1/2) 県指定鳥獣保護区の指定状況

| 番号 | 名 称 | 面積 (ha) | 期 限      |
|----|-----|---------|----------|
| 11 | 福岡市 | 26,417  | R8.11.14 |

注：番号は図3.3.9-2中の番号を示す。

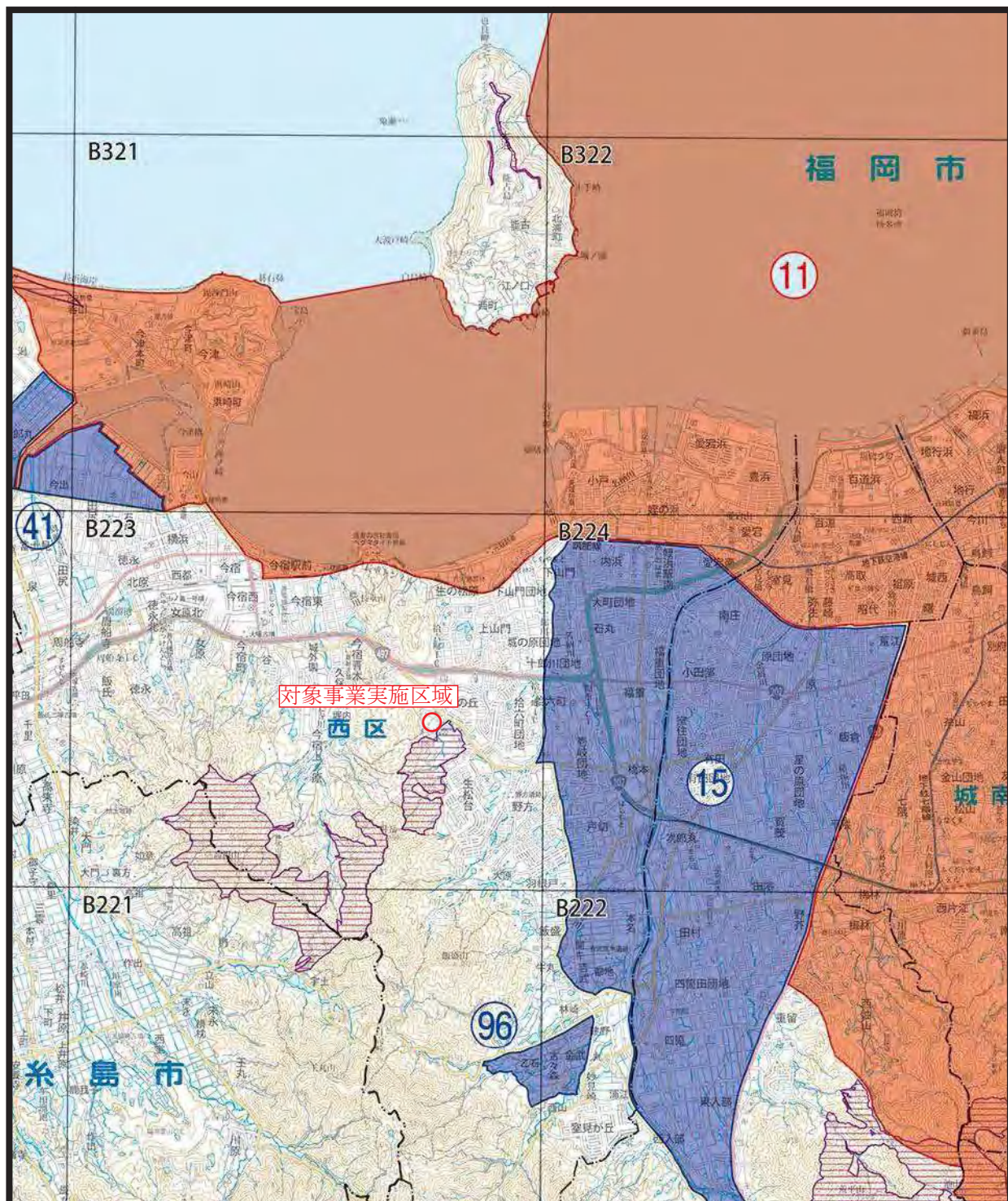
出典：福岡県ホームページ（令和5年度福岡県鳥獣保護区等位置図）

表 3.3.9-1 (2/2) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定状況

| 番号 | 名 称    | 面積 (ha) | 期 限       |
|----|--------|---------|-----------|
| 15 | 室見川流域  | 2,216   | R7.11.14  |
| 41 | 田尻・太郎丸 | 196     | R9.11.14  |
| 96 | 金武     | 71      | R14.11.14 |

注：番号は図3.3.9-2中の番号を示す。

出典：福岡県ホームページ（令和5年度福岡県鳥獣保護区等位置図）



凡例

○ : 対象事業実施区域

■ : 鳥獣保護区

■ : 特定猟具（銃器）使用禁止区域

■ : 国有林



S = 1:75,000

0 750 1500 3000m

図3.3.9-2 対象事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区等の指定状況

出典：福岡県ホームページ（令和5年度福岡県鳥獣保護区等位置図）

#### 4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく生息地等保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「種の保存法」に基づく、生息地等保護区は指定されていない。

#### 5) 森林法に基づく指定状況

対象事業実施区域の北西から南東は森林地域であり、北西から南西にかけては地域森林計画<sup>1</sup>対象民有林、その南から南東は国有林（快適環境形成タイプ<sup>2</sup>）となっている。

また、西から南西に接する地域森林計画対象民有林の一部、その南に接する国有林は保安林（土砂流出防備保安林<sup>3</sup>）に指定されている（図 3.3.9-3 参照）。

---

<sup>1</sup> 都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に、5年ごとに10年を1期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

<sup>2</sup> 騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林として指定される。

<sup>3</sup> 下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する目的で指定される。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 森林地域

 : 国有林

 : 地域森林計画対象民有林

 : 保安林



S = 1:25,000



出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム  
(LUCKY) 国土交通省

図3.3.9-3 対象事業実施区域及びその周辺  
における森林地域の指定状況

## 6) 風致地区等

対象事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」に基づく風致地区は表 3.3.9-2 に示すとおりである。

また、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区は表 3.3.9-3 に示すとおりである。  
これらの風致地区、特別緑地保全地区の位置は図 3.3.9-4 に示すとおりである。

表 3.3.9-2 対象事業実施区域及びその周辺における風致地区

(令和4年3月31日現在)

| 地区名 | 計画年月  | 面積(ha) |
|-----|-------|--------|
| 小戸  | H11.6 | 26.1   |

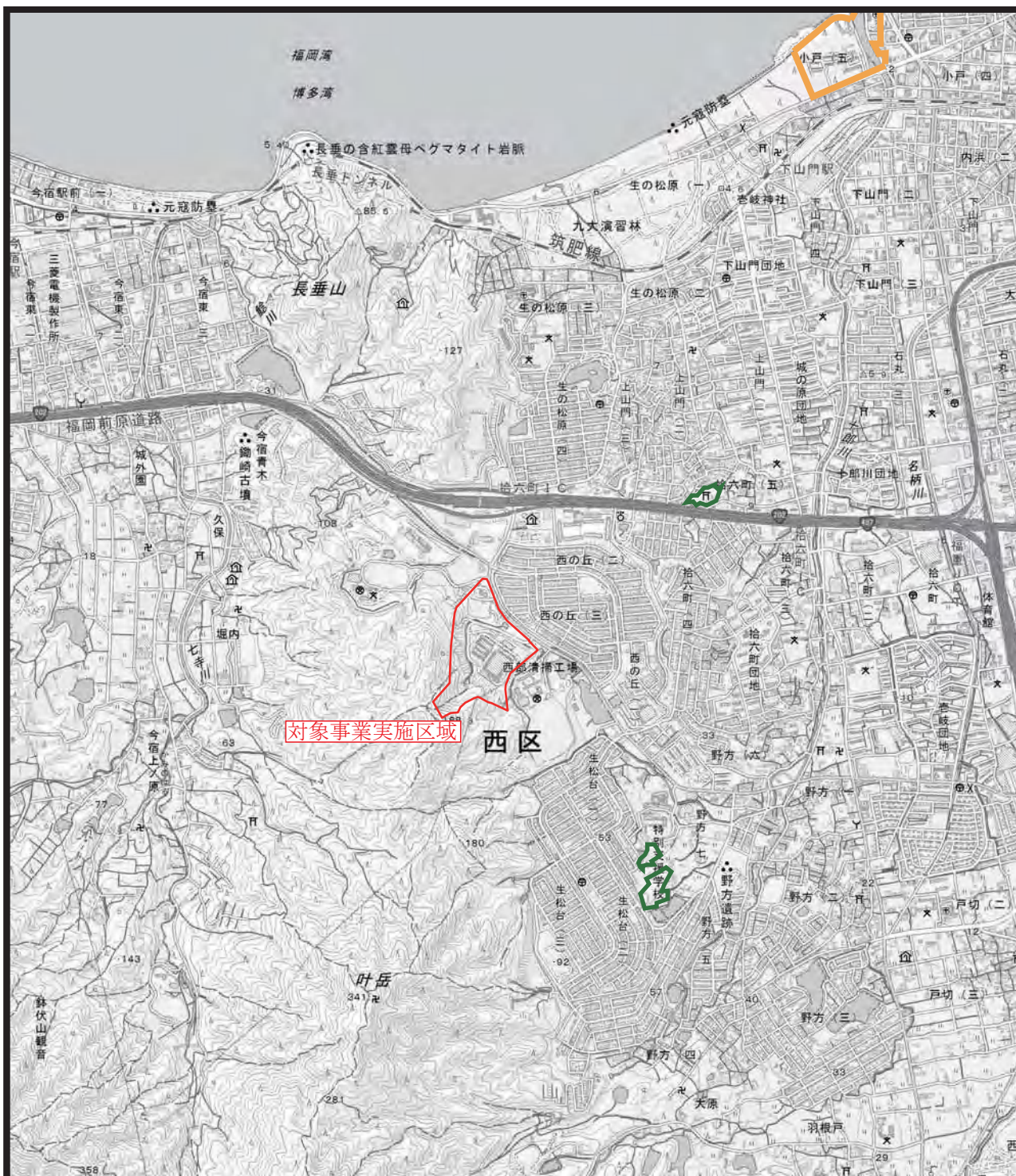
出典：都市緑化データベース（国土交通省）

表 3.3.9-3 対象事業実施区域及びその周辺における特別緑地保全地区

(令和4年3月31日現在)

| 地区名 | 計画決定年    | 面積(ha) | 緑地の種類 | 指定要件                                                             |
|-----|----------|--------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 拾六町 | S50.2.27 | 0.6    | 樹林地   | 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの |
| 野方西 | H9.12.25 | 1.3    | 樹林地   | 風致又は景観が優れており、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの                         |
| 野方  | H9.12.25 | 0.6    | 樹林地   |                                                                  |

出典：都市緑化データベース（国土交通省）



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 風致地区

 : 特別緑地保全地区



S = 1:25,000

0 250 500 1000m

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

出典：福岡市ホームページ(風致地区)  
福岡市ホームページ(特別緑地保全地区)

図3.3.9-4 対象事業実施区域及びその周辺における風致地区・特別緑地保全地区

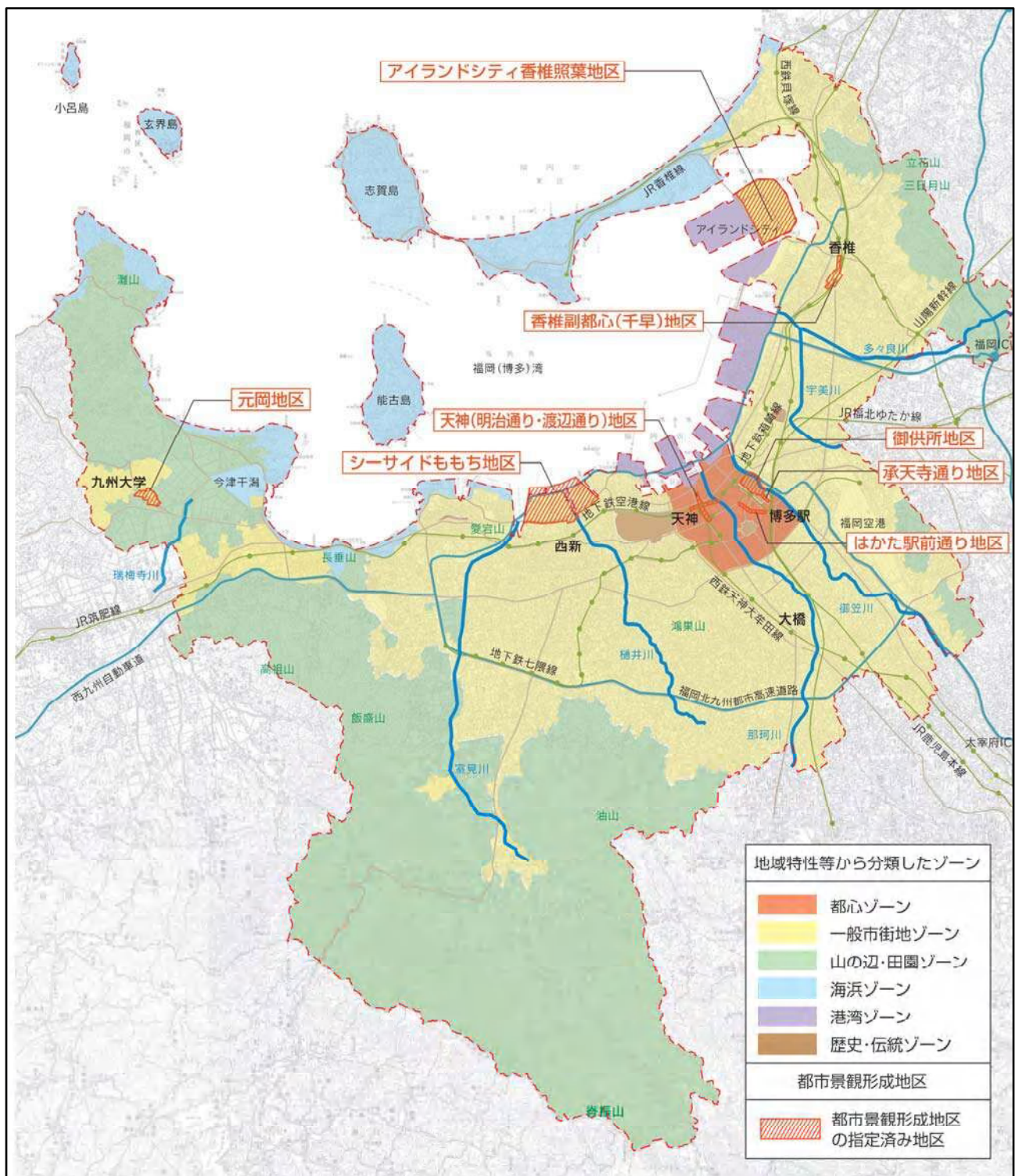
## 7) 景観計画

福岡市では「都市景観形成基本計画」（昭和63年3月）を上位計画とし、その目指すべき都市像や基本目標の実現に向けた、良好な景観形成のための方針、基準を示すものとして「福岡市景観計画」（平成24年3月、令和5年10月改定）が策定されている。このなかで、景観計画区域のゾーンが区分されており、対象事業実施区域及びその西から南は山の辺・田園ゾーンに、北から東は一般市街地ゾーンとされている。都市計画ゾーン区分を図 3.3.9-5に示す。

また、「福岡市景観計画」には、景観計画に定める行為の制限として、表 3.3.9-4等が定められており、景観法及び福岡市都市景観条例に基づく届出により、建築物の新設等について、景観行政担当部署の審査が行われている。

表 3.3.9-4 行為の制限

| 区 分           |       | 景観計画における行為の制限                                                |
|---------------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 山の辺・<br>田園ゾーン | 規模・配置 | 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。                          |
|               | 形態・意匠 | 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。<br>高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。 |
|               | 夜間景観  | 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。                                         |
|               | 屋外広告物 | 屋外広告物等の掲出は必要最低限とし、その位置・形態や色彩について、自然環境等との調和に努める。              |



出典：福岡市景観計画【概要版】（平成 24 年 3 月策定、令和 5 年 10 月改定）

図 3.3.9-5 都市計画ゾーン区分図

### 3.10 文化財保護法等に基づく史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周辺における「文化財保護法」、「福岡県文化財保護条例」、「福岡市文化財保護条例」に基づく、史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 3.3.10-1 及び図 3.3.10-1 に示すとおりである。

表 3.3.10-1 対象事業実施区域及びその周辺における史跡・名勝・天然記念物等

| 区分    | 指定機関 | 番号 | 名称              | 所在地       |
|-------|------|----|-----------------|-----------|
| 史跡    | 国    | 1  | 元寇防塁            | 西区今津ほか    |
|       | 国    | 2  | 今宿古墳群（鋤崎古墳）     | 西区今宿青木字鋤崎 |
|       | 国    | 3  | 野方遺跡            | 西区野方      |
|       | 福岡市  | 4  | 草場古墳群           | 西区生の松原    |
| 天然記念物 | 国    | 5  | 長垂の含紅雲母ペグマタイト岩脈 | 西区今宿青木    |

注：番号は図3.3.10-1に対応する。

出典：福岡県文化財保護課（福岡県の文化財）  
福岡市経済観光文化局（福岡市の文化財）



凡例

対象事業実施区域

都市高速道路

国道

県道

市道

鉄道

史跡・天然記念物

出典：福岡県ホームページ

(福岡県国・県指定文化財)

福岡市ホームページ (福岡市の文化財)



S = 1 : 25,000

0 250 500 1000m

「電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成」

図3.3.10-1 対象事業実施区域周辺における  
史跡・名勝・天然記念物等

### 3.11 防災関連法令等による指定状況等

#### 1) 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域内に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊のおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在する。また、対象事業実施区域の大部分が土石流発生のおそれのある土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域となっている（図 3.3.11-1 参照）。

#### 2) 砂防指定地

対象事業実施区域の南西から西、北側を流れる福寿谷川及び福寿谷川左支川は、「砂防法」に基づく砂防指定地となっている。

#### 3) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域は存在しない。

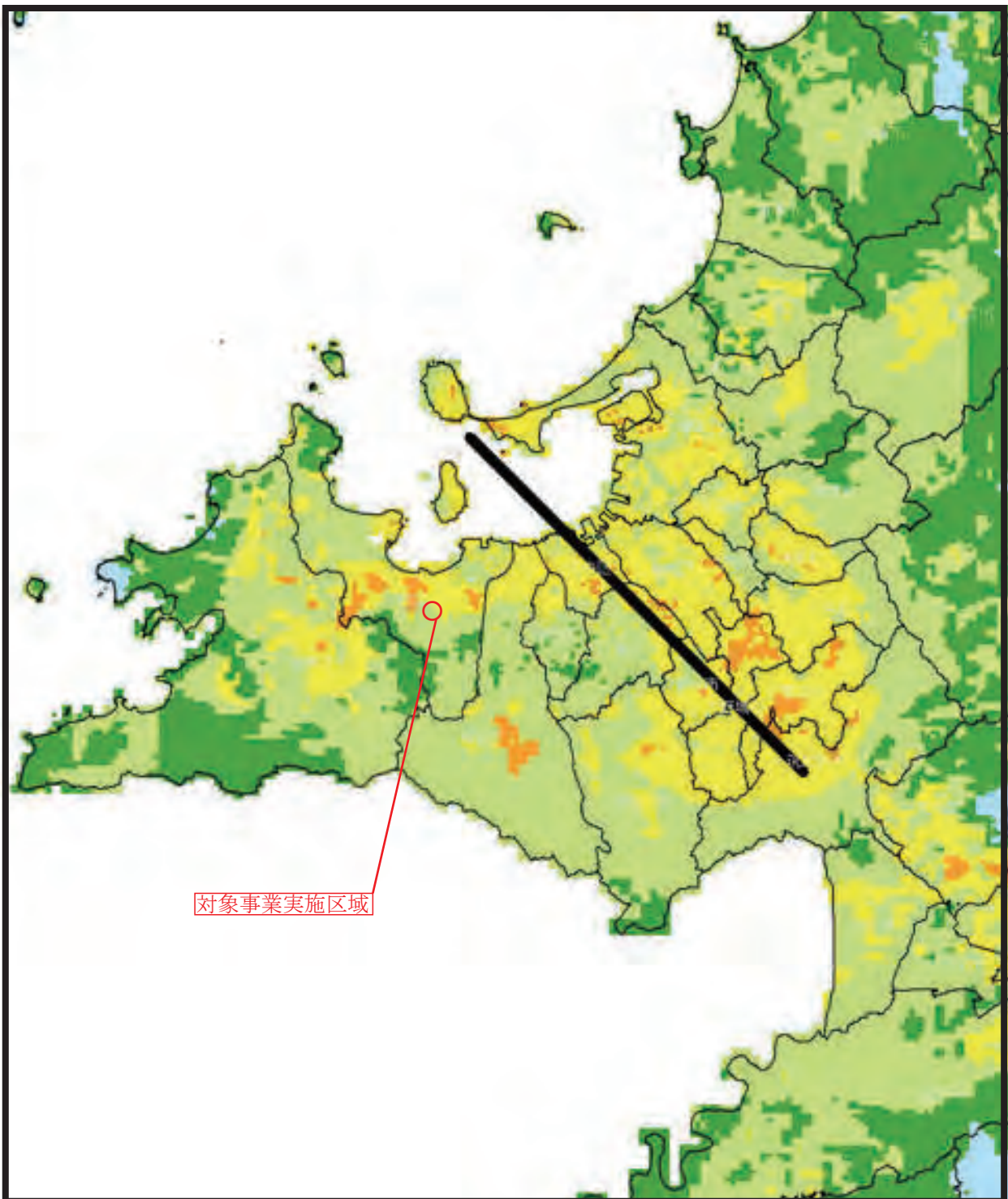
#### 4) 地すべり防止区域

対象事業実施区域には、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定された区域は存在しない。

#### 5) 地震等による被害予想

「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月 福岡県）によると、警固断層南東部を震源とする地震が発生した場合、対象事業実施区域周辺での震度は、5 強～6 弱とされている。また、同様の地震が発生した場合の液状化危険度について、対象事業実施区域周辺は「低い」とされている（図 3.3.11-2、図 3.3.11-3 参照）。





凡例

○ : 対象事業実施区域

断層名

— 警固断層南東部  
— 警固断層南東部 中央下部

震度分布

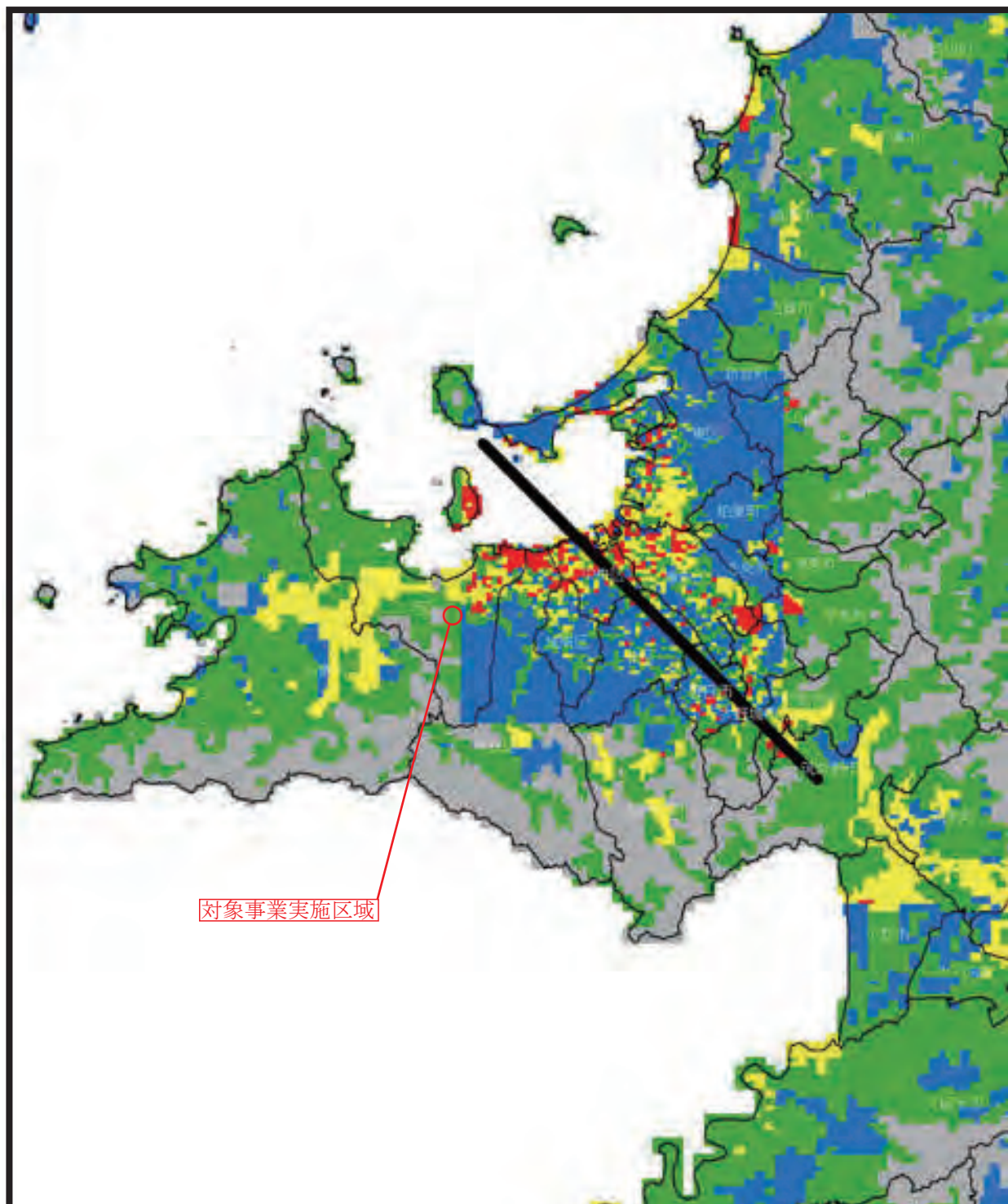
6 強  
6 弱  
5 強  
5 弱  
4  
3 以下

出典：「地震に関する防災アセスメント調査  
報告書」福岡県



0 5 10km

図3. 3. 11-2 震度分布図【警固断層(南東部)  
(破壊開始：中央下部)】



凡例

○ : 対象事業実施区域

断層名

— 警固断層南東部  
— 警固断層南東部 中央下部

液状化危険度

■ 極めて高い

■ 高い

■ 低い

■ かなり低い

■ 対象層なし

出典：「地震に関する防災アセスメント調査  
報告書」福岡県



0 5 10km

図3.3.11-3 液状化分布図

【警固断層(南東部)(破壊開始：中央下部)】